

令和 7 年度

港湾施設の水中点検状況配信システム試験運用補助業務

特記仕様書

令和 7 年 12 月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

## 1. 業務概要

本業務は、水中ロボット等の新技術を活用した災害発生時の港湾施設水中物の点検において、点検調査状況や結果を関係各所に迅速に共有することを目的として開発する水中点検状況配信システム（以後「本システム」）の試験運用の補助作業を実施するものである。

## 2. 履行期間

契約締結日より令和8年2月27日までとする。なお、履行期間中の土曜日、日曜日及び祝日は休日として設定している。

## 3. 履行場所

神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所  
水中作業環境再現水槽

## 4. 提供資料

- ・令和6年度 点検状況配信システム概略検討業務 報告書 1式

## 5. 業務仕様

### 5-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省 港湾局 令和7年4月）の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

### 5-2 計画準備

受注者は、本業務の実施に先立ち、事前に仕様内容、提供資料等を確認のうえ業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

### 5-3 運用環境の準備

受注者は、発注者が実施する本システムの試験運用において、運用環境として作成したプロトタイプのハードウェアもしくは運用に必要な回線契約等を準備するものとする。運用環境は現地にサーバを設置するケースと、クラウドにシステムをインストールするケースの2ケース以上とする。また、通信環境は、携帯回線と、衛星通信回線の2種類を準備すること。なお、試験運用での接続数は閲覧者が最大10か所程度を想定している。

### 5-4 試験実施の補助

受注者は、発注者が実施する本システムの試験運用において、水中ドローンの投入・動作・揚収の作業を実施するものとする。また、受注者は、動画でシステム操作方法を説明するためのマニュアルを作成するために必要な動作状況を撮影す

ること。なお、試験実施の補助として、現地設置機器の準備を含めないで 6 日を想定している。

### 5－5 報告書作成

受注者は、上記 5－3～5－4 で得られた結果を報告書にまとめるものとする。  
なお、5－3 ではクラウド、現地サーバへのシステム導入手順について、また、5－4 では動画を用いたシステム操作方法を取りまとめること。

### 5－6 協議・報告

受注者は、業務の着手時に事前協議 1 回、業務の完了時に最終報告 1 回を行うものとする。

なお、協議・報告については対面で実施することを基本とするが、実施が難しい場合には実施方法について協議を行うものとする。

## 6. 成果物

### 6－1 成果物

本業務における業務完成図書は、電子納品によるものとする。

- (1) 電子納品とは、特記仕様書（発注図面含む）、業務計画書、報告書、写真、作成したプロトタイプ等すべての最終成果（以下「業務完成図書」という）を電子データで作成し、納品するものである。
- (2) 「業務完成図書」は、作成した電子データを電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で 2 部提出するものとする。なお、「業務完成図書」の詳細内容及び電子化については、調査職員と協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 特記仕様書及び発注図面の電子データは、発注者が提供する。

### 6－2 提出先

神奈川県横須賀市長瀬 3 丁目 1 番 1 号

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

## 7. 検査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

## 8. その他

- (1) 特記仕様書に明記なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、両者が協議のうえ、決定するものとする。  
また、業務内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合は、両者が協議のうえ、履行期間末日までに、契約変更を行うものとする。
- (2) 本業務により得られた成果は、当所に帰属するものとする。
- (3) 本業務遂行上取り扱うデータについては、調査職員の指示に従うほか、受注者の十分な管理のもとで取り扱うものとする。
- (4) 本業務の遂行上過程では、調査職員と綿密な連携を保ち、進捗状況を報告するも

のとする。

(5) 本業務により得られた情報及び成果は、当所の許可なく公表したり、他に転用してはならない。

以上